

委員会提出議案第 1 1 号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 8 年 3 月 2 3 日提出

議会運営委員会委員長 平野 菅子

三田市条例第 号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例

三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「企画総務常任委員会」を「経営管理政策常任委員会」に、「企画財政部、総務部」を「地域戦略室、危機管理課、経営管理部」に、「都市環境常任委員会」を「生活地域振興常任委員会」に、「まちづくり部、経済環境部及び都市整備部」を「市民生活部及び地域振興部」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際現にこの条例による改正前の三田市議会委員会条例の規定により所管する各常任委員会に閉会中の継続審査事件として付議されている事件は、この条例による改正後の三田市議会委員会条例の規定により所管する各常任委員会に付議された事件とみなす。